

## 第 6 回鴻巣市議会議員政治倫理審査会

日 時：令和 7 年 1 月 6 日（木）

午後 2 時

場 所：市役所 5 階 理事者控室

次 第

1 審査結果報告書（案）について

2 その他

---

### 配付資料

- ・次第
- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例抜粋
- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程様式第 8 号

# 鴻巣市議会議員政治倫理条例抜粋

## (政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても、同様とすること。
- (2) 市が行う許可、認可又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の請負(以下「請負」という。)の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市が設立又は出資している法人及び市が補助金を交付している団体の請負の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用、昇任、人事異動等に関し、特定の者の推薦、紹介その他地位を利用した影響力の行使をしないこと。
- (6) 市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (7) 議員としての発言又は情報発信(第三者をして発言又は情報発信させる場合を含む。以下「発言等」という。)は、事実に基づいて行うこと。
- (8) 発言等において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。
- (9) 議員の地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

## (請負の契約に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、配偶者及び当該議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業と市が行う請負の契約に関して、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

2 前項に規定する実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員がその経営方針に関与している企業
- (2) 議員が報酬を定期的に受領している企業
- (3) 議員が資本金その他これに準ずるもの5分の1以上を出資している企業

## (審査会の審査等)

第9条 審査会は、前条第1項の規定により審査を付託されたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 当該審査請求の適否

(2) 第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反する行為又は事実(以下「違反行為等」という。)の有無

(3) 違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に対する措置

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査請求代表者から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

4 第1項第3号に規定する措置は、次のとおりとする。ただし、措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。

(1) 本会議における議長の注意

(2) 本会議における謝罪文の朗読

(3) 議会役職の辞任勧告

(4) 議員辞職勧告

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを公開しないことができる。

6 審査会は、付託を受けた日から90日以内に審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

様式第8号(第11条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書

第 号  
年 月  
日 日

鴻巣市議会議長 様

鴻巣市議会議員政治倫理審査会  
会長 印

年 月 日付けて調査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

2 審査結果